

コロナ禍の困窮者支援と ハウジングファースト

小林美穂子

つくろい東京ファンド
カフェ潮の路コーディネーター

自己紹介

小林美穂子

- ▶ <プロフィール>
- ▶ 1968年群馬県生まれ、つくろい東京ファンドスタッフ、「カフェ潮の路」担当。
- ▶ 幼少期をアフリカ、インドネシアで過ごし、長じてニュージーランド、マレーシアで就労後、帰国して工業系通訳者となる。...が、同時通訳者として脂が乗り始めたころに免疫系疾患にやられてやむなく一時休業、その間に元家族の転勤で上海に住むことになり、中国語を学ぶ学生となる。世界中から集まった若い学生たちと切磋琢磨、二度目の青春を謳歌する。不惑の歳に帰国、持ち前の好奇心と行動力でちょっと社会勉強のつもりで覗いた生活困窮者支援の世界にどっぷり浸かり早12年、苦勞して培った中国語もたちどころに忘れ、今に至る。行き当たりばったりの53歳は、猫が好きで空気は読まない。（少しは読むこともある）
- ▶ 共著：コロナ禍の東京を駆ける ～緊急事態宣言下の困窮者支援日記～（岩波書店）



一般社団法人 つくろい東京ファンド



つくろい猫のぬいちゃんです。セーフティネットのほころびを縫ってんの。

- ▶ 2014年、設立。中野区に個室シェルター「つくろいハウス」（7室）を開設。7年間で120名以上が利用。
- ▶ 豊島区などの他地域でも空き家・空き室を借り上げ、ハウジングファースト型の生活困窮者支援を展開。現在、都内52室。（最大時59室）

ハウジングファーストとは？

これまでの支援のあり方



支援、行政が「家に住むこと」
についてその可否を「判定」し
「許可」し、「決定」する

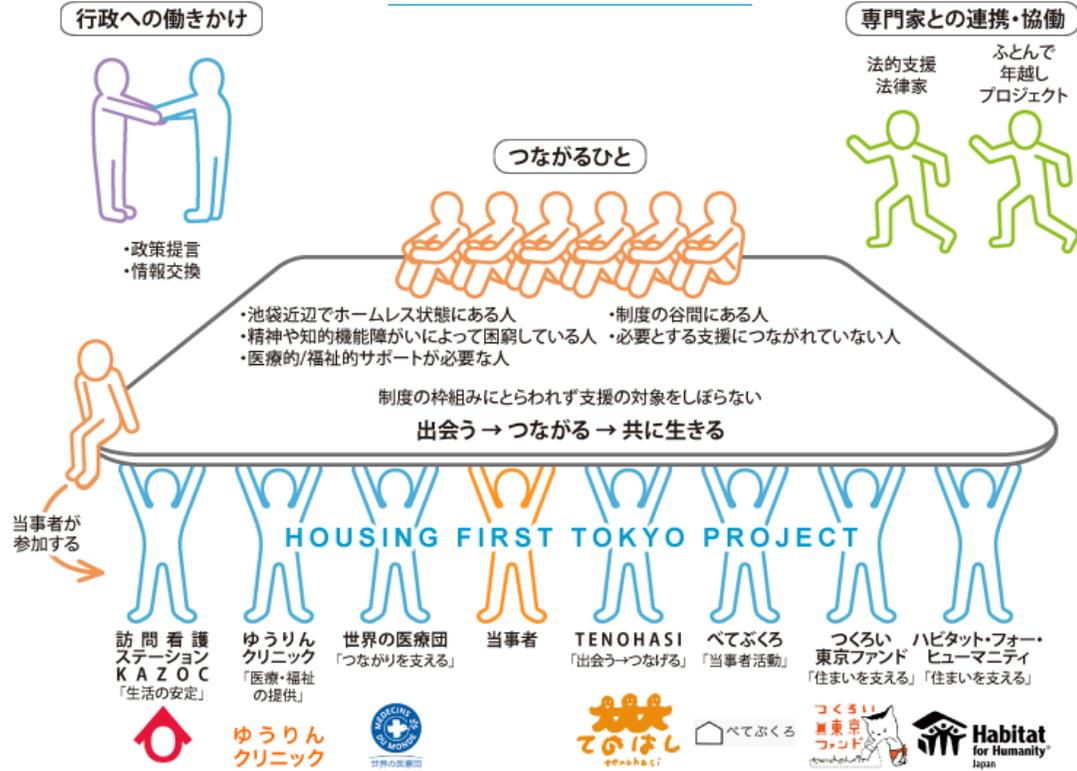


ハウジングファースト



- ＞ 住まいは人権である
- ＞ 家は無条件で提供する
- ＞ 本人が「決定」する
- ＞ 支援者は生活の支援を提供する

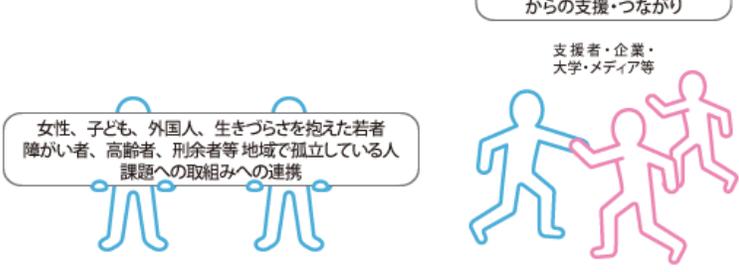
プロジェクト・イメージ図



地域社会との共存・協働



支援者・企業・大学・メディア等からの支援・つながり



ハウジング
ファースト
東京プロ
ジェクト

カフェ潮の路「住まいの次は仕事と居場所！」 路上生活経験者の仕事づくり、居場所づくり（since 2017）



※ コロナ禍の現在は休業と再開（弁当販売）を繰り返す。
再開時には、コーヒーのテイクアウト、古書販売を実施。（2022年春より再開予定）

コロナ禍で影響を受けた人々（2020年春）

- ▶ ネットカフェ生活者（都内に約4,000人：2017年東京都調査）
- ▶ 不安定就労（日雇い、バイト、派遣）
- ▶ 頼れる肉親の不在
- ▶ リーマンショック時と異なり、接客業従事者も多い（女性が多く全体の2割ほど）
- ▶ 比較的若い年齢層（10代後半～）
- ▶ 生活保護の利用歴がない人が多い
- ▶ 情報通（ネットで情報収集）
- ▶ 携帯電話を止められ、Wi-Fi環境でのみ外部とつながれる。

コロナ前から雇用も居住環境も不安定だった人たち

コロナ感染拡大の生活困窮者

2020年秋頃～

- ▶ 住まいはある...しかし雇い止めやシフト減による減収で家賃が払えない非正規労働者、学生、高齢者など。



- 住居確保給付金（給付）
- 社会福祉協議会の緊急小口資金、総合支援資金（貸付）でつなぐ。
累計貸付総額： **13,532.81億円**
貸付総数： **3,134,458件**（2022年2月12日時点速報値）

リボ払いなどのカードローンや民間からの借金の利息返済に貸付制度を使う人もいて生活再建に寄与しないだけでなく、返済できないほどの借金を背負わせることに...



刻々と変わるニーズ 2022年

- ▶ 仕事も収入もあるが、家賃を数か月滞納して部屋を追い出される。引っ越し費用とアパート初期費用を支援してほしい。
- ▶ 三日後には仕事がある。それまでの食費と泊まる場所が必要。
- ▶ 生活保護を利用しないと生きていけないが、大学を辞めなくてはならないのなら利用しない。
- ▶ 地方から東京に越して生活保護を受けたいが、交通費がない。

生活保護制度の要件は満たしていない、あるいは生活保護は利用したくない人たちに対する公的支援が薄い。

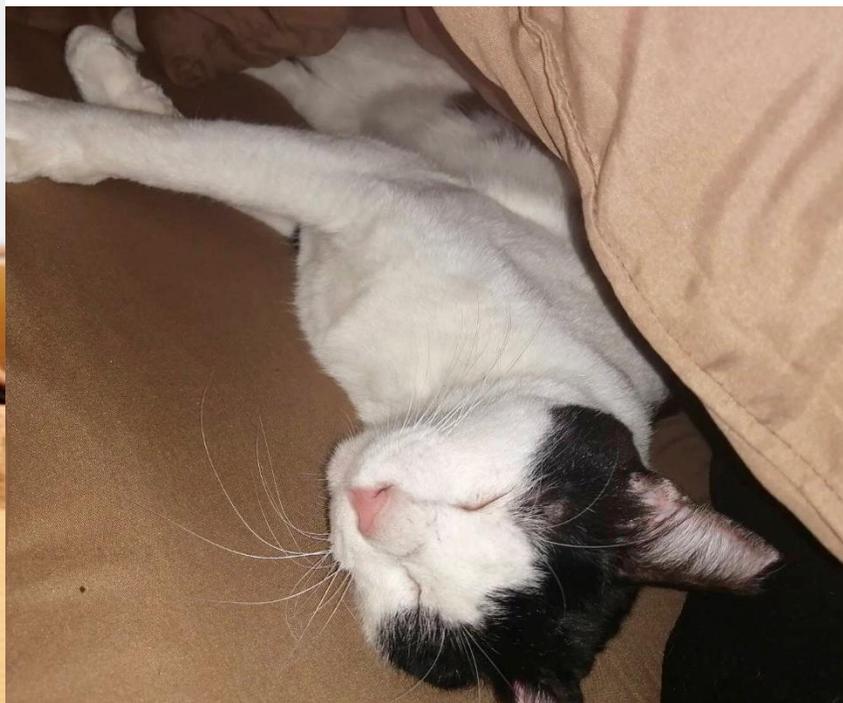
コロナ禍、 つくりたい東京ファンドの取り組み

独自の個室シェルター増設
25室（2020.2月）→52室（2022.2月）
最大時59室



10～70代の男女が次々と入居。

2020年7月末、ペットと暮らせる個室シエルター「ボブハウス」を開設！現在、3室を運営。





現在280台以上
貸与中

<https://umbrellafund.tokyo/tsunagarudenwa>



生活保護申請支援 システム 「フミダン」

申請書作成コーナー
※アイコンをクリックすると加齢が表示されます。

あなたの基本情報

お名前を入力してください

お名前
生年月日

住所をお持ちですか ※

はい いいえ

市区町村 地名番地以降

東京都 中野区 区画1-0-0

福祉事務所を選択してください

申請場所を選択してください

電話番号をお持ちですか

はい いいえ

電話番号
電話番号

世帯について

生活保護を利用したいのほご本人だけですか ※

はい いいえ

必要事項を入力すると、申請書をPDF作成できる。

東京23区の福祉事務所へのFAX申請が可能に。
→水際作戦を無効化する。

2021年10月～「せかいビバーク」運用 街中に支援スポットを（都内20ヶ所以上）



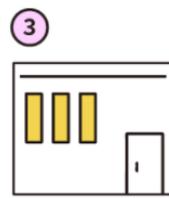
「せかいビバーク」の仕組み



① 直近でアパート・寮から追い出された。ネットカフェなどに住んでいたが今日は泊まれない。公的支援に相談したい。



② 「せかいビバーク」のWEBサイトで、「受け取りスポット」を知り、受け取りに向かう。



③ 提携する「受け取りスポット」で受付をし、緊急お助けバックを受け取る。



④ バックの中身を使って安心できる場所で一泊。



⑤ 翌日、バック内のガイドに従って公的支援窓口に行ったり、支援団体に連絡をする。

<https://sekaibivouac.jp/>

署名運動「困窮者を生活保護制度から遠ざける 不要で有害な扶養照会をやめてください」開始



厚労省に対して、2021年2月8日、3月17日の二度、申し入れを行い、当事者の声を届ける。署名はその後も増え続けている。



山が少し動いた！ 生活保護手帳別冊問答集の改善

2021年3月末 厚労省が「生活保護手帳別冊問答集」の記載を変更するという通知を出す。

【改善後】

生活保護を申請する人の意向を尊重する方向性を明らかにし、本人が扶養照会を拒む場合には、「扶養義務履行が期待できない場合」に当たる事情がないかを特に丁寧に聞き取る、という運用を求めるものに。これにより、親族に問い合わせが行くことを拒否したい人は、申請時に「拒否したい」という意思を示し、一人ひとりの親族について「扶養照会をすることが適切ではない」または「扶養が期待できる状態にない」ことを説明すれば、実質的に照会を止められることになった。

BUT それでも扶養照会をしたがる職員が絶対にいるので・・・

扶養照会をより確実に止め、相談者に安心して生活保護申請をしてもらうための必殺  扶養照会封じ
「申出書」 & 「添付シート」 を作成。【生活保護問題対策全国会議 & つくろい東京ファンド】

申出書 & 添付シートを作成、拡散

年 月 日

扶養照会に関する申出書

_____ 福祉事務所長 宛、

氏 名 _____

1 私は、以下の扶養義務者がいますが、扶養照会は、しないでください。

(実在する扶養義務者（同居していない親族）と私との関係）をつけてください

婚姻関係にある配偶者 中学3年以下の子の親（離婚した父母等）
父 母 子 祖父 祖母 孫 兄弟姉妹

2 1の詳細と扶養照会をして欲しくない具体的な理由は別紙のとおりです。

3 なお、私には、送迎してくれる可能性が高い「おじ・おば、甥・姪」はいません。

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしてはならないことになっています【別紙別添第4頁】。

① 夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者、その他当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者【別紙別添第5頁①】

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしなくてよいことになっています【別紙別添第4頁】。

② 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、または生活保護者ではない非保護者（家庭の主婦など）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、これらと同様と認められる者【別紙別添第5頁②】

③ 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相談をめぐり対立している、縁が切られている等の著しい関係不良、一定期間（例えば10年程度）自信不遇、その他要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者【別紙別添第5頁③】

④ 上記のほか、扶養義務履行（送迎）が期待できない者

この申出書は、生活保護を申請するあなたの扶養照会についての意向を明確にするためのものです。それぞれの親族が仕送りしてくれる可能性があるかどうかを、別紙のシートにご記入の上、セットで福祉事務所職員にご提出ください。

氏名： _____

＜親族の名前と関係＞

		1	2	3	4	5	6
同居していない親族のお名前							
この親族とあなたとの関係（1枚目の1を参照）							

↓

＜扶養照会をやめて欲しい理由＞ 当てはまるものに、かをつけてください（複数回答可）。

別紙別添第5頁の1	別紙別添第5頁の1	問2	A								
		①	A	(この親族から) 暴力や虐待を受けたことがある							
			B	Aの他、この親族に扶養を求めることが、明らかに自分にとって有害である							
			C	被保護者（生活保護利用者）である							
		②	D	施設入所者である							
			E	長期入院患者である							
			F	主婦・失業中など、主な稼ぎ手でない							
		③	G	未成年者である							
			H	だいたい70才以上の高齢者である							
			I	この親族にお金を借りている							
④	J	この親族と相續トラブルがある									
	K	縁が切れていて、著しく関係が悪い									
	L	一定期間（例えば10年程度）自信不遇									
⑤	M	その他、明らかに援助してもらえない事情がある									
	N	A～M以外の理由で仕送りが期待できない									

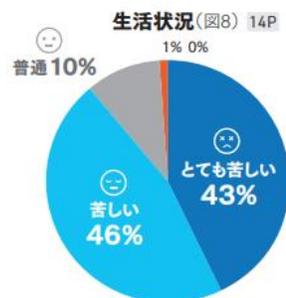
↓

＜※B・M・Nの具体的な事情、その他、特に伝えておきたいこと＞

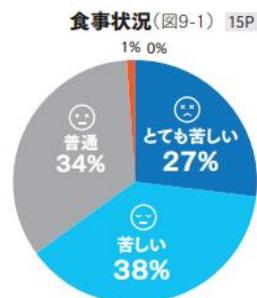
	※B、M、Nに <input type="checkbox"/> をつけた方は、その具体的な事情をお書きください。						
--	---	--	--	--	--	--	--

仮放免の外国人支援

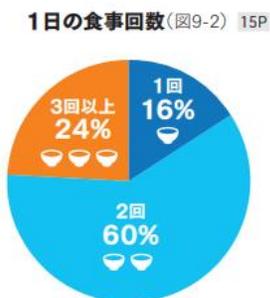
食料の確保が困難な仮放免者



「とても苦しい」「苦しい」
厚労省調査の**2.1倍**

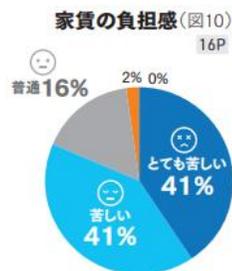


「とても苦しい」「苦しい」
厚労省調査の**6.1倍**

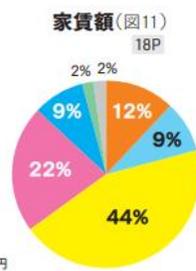


食事回数が「1日1回」
厚労省調査の**8倍**

住居の維持・確保が困難な仮放免者



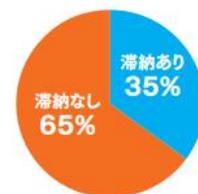
「とても苦しい」「苦しい」
国交省調査の**1.5倍**



低家賃で暮らしている者が多く、
家賃滞納者は日本賃貸住宅管理協会
調査の**19倍**



ガス・光熱水費滞納の有無
(図13-1) 20P



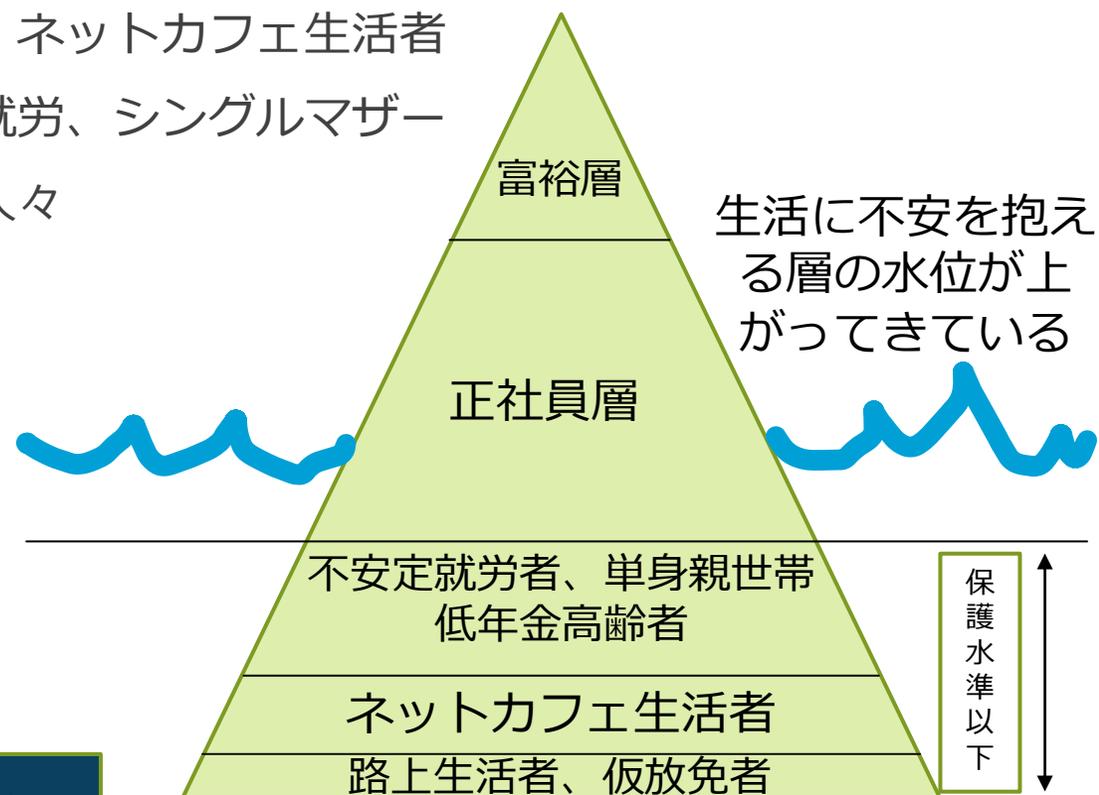
国立社会保障・
人口問題研究所調査の
10.3~11.3倍



まとめ：コロナ禍の生活困窮者推移

- ▶ コロナ禍初期：2020年春～秋頃まで：路上生活者、ネットカフェ生活者
- ▶ 2020年秋ごろ～ 家はあるけど非正規など不安定就労、シングルマザー
- ▶ 2022年 コロナ前まではいわゆる「中流」だった人々
 - ・ボーナスが半額になって家のローンが払えない。
 - ・子どもを塾へ通わせることができない。
 - ・マンションの家賃が払えない
 - ・会社が倒産
 - ・不景気につき転居したいが引っ越し費用がない
 - ・大学を辞めざるを得ない

コロナ前までの生活を維持するための制度がほとんどない



※ ピラミッドは人数的な比率には基づいていません。

誰もが安心安全の家を持てるよう

ともに歩んでいけたらと思います。
ご清聴、ありがとうございました。

